

議案第 6 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

君津市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 11 月 30 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の制定に伴い、個人番号に関する規定を加えるとともに、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 4 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施時期を前倒しするため、君津市介護保険条例（平成 12 年君津市条例第 2 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市介護保険条例の一部を改正する条例

君津市介護保険条例（平成１２年君津市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第８条第２項第１号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号をいう。以下同じ。））」に改める。

第９条第２項第１号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附則第１３条中「平成２９年３月３１日」を「平成２８年２月２９日」に、「同年４月１日」を「同年３月１日」に改める。

附 則

この条例は、平成２８年１月１日から施行する。ただし、附則第１３条の改正規定は、公布の日から施行する。

君津市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
(保険料の徴収猶予) 第8条 省略 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。） (2) ～(3) 省略 (保険料の減免) 第9条 省略 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号 (2) ～(3) 省略 3 省略 附 則	(保険料の徴収猶予) 第8条 省略 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 _____ _____ (2) ～(3) 省略 (保険料の減免) 第9条 省略 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 _____ (2) ～(3) 省略 3 省略 附 則

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第13条 法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定により、平成27年4月1日から平成28年2月29日までの間を行わず、同年3月1日から行うものとする。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第13条 法第115条の4第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定により、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間を行わず、同年4月1日から行うものとする。